

米子市 議会議長 様

令和元年 11 月 20 日

鳥取県倉吉市新田 129  
足羽 佑太

080-6633-5362

wingpath@gmail.com

桜を見る会の実態解明を求める意見書の提出について (陳情)

第一 陳情の趣旨

「桜を見る会」について、その招待範囲が妥当であったかどうか、実態解明と問題の是正を行うことが必要である。具体的には、①桜を見る会の招待者範囲の適正化、②不適切な招待は無かったかの検証、③公文書の管理期間の見直し、④国民への説明責任の全うについて、国に対し、意見書の提出を賜りたい。

第二 陳情の原因

秋なれど 満開に咲く 桜花 されど花びら 黒く染まれり

日本の美を象徴する桜の花。和歌や俳句にも用いられ、桜、菊は、日本の国の花でもある。そんな桜に関して、由々しき問題が浮上している。

多額の税金が使われている安倍晋三首相主催の「桜を見る会」に、首相の後援会関係者が大量に招待されていると報じられ、反響を呼んでいる。「各界で功績、功労のあった方々を幅広く招待している」とのことだが、その招待状をみると「家族・友人・知人」などを含め広く参加でき、その功績、功労の審査が不十分なまま、関係者を首相事務所への申し込みベースで際限なく招いた疑いが持たれ、税金で首相自らの後援会関係者をおもてなしした「税金私物化疑惑」が浮上している。その後、首相の一存で中止を発表し、これも私物化である。

桜を見る会は内閣の公的行事。従来 1 万人前後だった参加者が安倍政権下で増え続け、今年は 1 万 8 2 0 0 人。18 年には予算の 3 倍、5 2 2 9 万円が支出され国会で問題になっている。

報道によれば、首相の地元・山口県の複数の後援会関係者は「桜を見る会に山口県から数百人規模で参加している」「恒例の後援会旅行で、その目玉行事が、桜を見る会だった」と証言。招待者の人選は下関の安倍事務所が行い、飛行機やホテル、バスも事務所が手配するなど、詳しい経緯も判明した。今年 1 月に閣議で配布された「桜を見る会『開催要領』」と題する文書では、「招待範囲」となっているのは「皇族、元皇族」「各国大公使等」「その他各界の代表者等」など 11 項目が列挙されているが、この「等」が拡大解釈された疑いがある。

さらに、桜を見る会の前日に開いた夕食会費用について、安倍事務所が参加者から 1 人 5 千円を集め、ホテル名義の領収書を発行したそう。報道では、ニューオータニでの会食は 1 人 1 万円以上とある。もし、5 千円では足りずに差額を事務所側が負担していれば、公選法が禁じる選挙区内での寄付行為に当たる可能性もある。また、これらの支出は政治資金収支報告書に記載する必要があり、政治資金規正法違反の疑いもある。

また、今年 4 月 13 日に開催された「桜を見る会」の招待者名簿を、内閣府が 5 月 9 日に廃棄したと説明している。議員が資料要求をした当日のことだった。公金を使用する招待である以上、公文書管理法に従って適切に管理することが必要であるし、自民党鳥取県連の石破さんも派閥会合で、「やっぱり名簿はちゃんと残しておかなきゃいかん」と語った。

以上述べてきたように、本件については、実態解明と問題の是正が必要である。具体的には、①桜を見る会の招待者範囲の適正化、②不適切な招待は無かったかの検証、③公文書の管理期間の見直し、④国民への説明責任の全うが求められている。

以上について、貴議会として、国に対して意見書の提出をたまわりたい。



米子市議会議長 渡辺 穰爾 様

(提出者) 団体名 さよなら島根原発ネットワーク・鳥取

新田 ひとみ

連絡先 米子市錦町 1-36 (090-4571-6576)

島根原発の安全対策や新規制基準適合性審査状況等を住民や議会に  
わかりやすく丁寧な説明をすることを中国電力に要請することを求める陳情

受付  
議収第 992 号-

1.11.29

長  
議会事務局

### 陳情の趣旨

島根原発の安全対策や適合性審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、議会に対してもわかりやすく丁寧な説明をすることを中国電力に要請して下さい。

私たち市民は、審査状況等について原子力規制庁が公開する審査資料や議事録等は見ることができませんが、膨大な資料であるためすべてを見ることはできず、今どのような状況なのか容易には理解することはできません。また、新聞記事等で審査状況について取り上げられることはありますが、断片的な情報に過ぎず、全体像はわかりません。

私たち市民が、島根原発の安全性や必要性に関してきちんと理解するためにも、中国電力から直接、説明を聞き疑問点など質疑できる場が必要だと考えますので、議会としてもその旨を中国電力に要請して下さい。

### 理由

昨年、8月6日に、米子市が鳥取県や境港市とともに中国電力に対して示した「原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所 3 号機の新規制基準への適合性申請について(回答)」の中でも前提条件として次の事項を記載しています。

島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと

しかしながら、中国電力は、それ以降審査状況等に関して、議会への説明や住民説明会を行っていません。

また、昨年 11 月 29 日に、市民団体と中国電力との意見交換の場で、住民説明会の要請に対して中国電力は以下のように述べています。

当社といたしましては、自治体のご意見をお伺いしながら、適切な時期に、しっかりと対応して参りたいというふうに考えております

しかしながら、新聞報道によると中国電力は、新規制基準適合性審査の結果が出るまでは住民説明会は開催しないとの意向を示しています。

原発の問題は、我々市民ひとりひとりが自分ごととして考えるべき問題です。そのためにも、原発に関する情報を得る必要があり、当事者である中国電力からの丁寧な説明とともに、それに対する質疑応答など双方向のやりとりする場がぜひとも必要です。議会として私たち市民の思いを受け止めていただき、中国電力に対して要請していただきたいと思っております。